

労務管理講習会

葛城労働基準監督署



2024年問題と言われて早 1 年…



労務管理として事業主が気を付けるもの (自動車運転者)

- ・ 改善基準告示
- ・ 時間外労働
- ・ 賃金



監督官が指導時にチェックしているもの

- ・ 36協定の上限を超えていないか
- ・ 改善基準告示の基準を超えていないか
- ・ 最低賃金を割っていないか

3 6 協定の変更点

労働時間は原則として1日8時間・1週40時間以内とされ（法定労働時間）、休日は少なくとも毎週1回与えることとされています（法定休日）。

法定労働時間を超えて時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合は、労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。

36協定で定める時間外労働の限度時間は、1カ月45時間及び1年360時間（1年単位の變形労働時間制により労働させる労働者については、1か月42時間及び1年320時間）です。臨時的にこれを超えて労働させる必要がある場合であっても、自動車運転の業務については、1年960時間以内としなければなりません（令和6年4月1日から）。

また、自動車運転の業務についても、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（※）が全面適用される（令和6年4月1日から）ことを踏まえ、労使当事者は、36協定を締結するに当たっては、この指針の内容に十分留意しなければなりません。

※ 平成30年厚生労働省告示第323号

なお、自動車運転の業務については、時間外労働及び休日労働によって、改善基準告示の1日の最大拘束時間、1か月の拘束時間、1年の拘束時間を超えてはなりません。

時間外労働
休日労働 に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)						1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限り。)												
				延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数				起算日 (年月日)	〇〇〇〇年〇月〇日											
				法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて 労働させること ができる回数 (①については6 回以内、②につい ては任意。)	法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数	所定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率										
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%										
	同上	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%										
② 自動車の運転の業務に 従事する労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%										
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ																				
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑥、⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催																			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。																						
☒ (チェックボックスに要チェック)																						

協定の成立年月日 〇〇〇〇 年 3 月 12 日

監督官が指導時にチェックしているもの

- ・ 36協定の上限を超えていないか
- ・ 改善基準告示の基準を超えていないか
- ・ 最低賃金を割っていないか

奈良県の最低賃金



奈良県 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

986 円

前年比
50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に
関する
特設サイト
最低賃金 特設サイト



最低賃金に関する
お問い合わせは
奈良労働局または
最寄りの労働基準監督署へ
奈良労働局



賃金引上げ
特設ページ
賃金引上げに合わせた
企業活動支援を
実施しています。
賃金引上げに関するページ



中小企業支援者の皆さんへ
業務改善
助成金
最大
800万円を
助成

基本給 + 手当の場合

基本給 + 手当

平均所定労働時間

歩合給のみの場合

歩合給

総労働時間

基本給 + 歩合給の場合

基本給

平均所定労働時間



歩合給

総労働時間

健康診断について

健康診断、受けっぱなしになっていませんか??



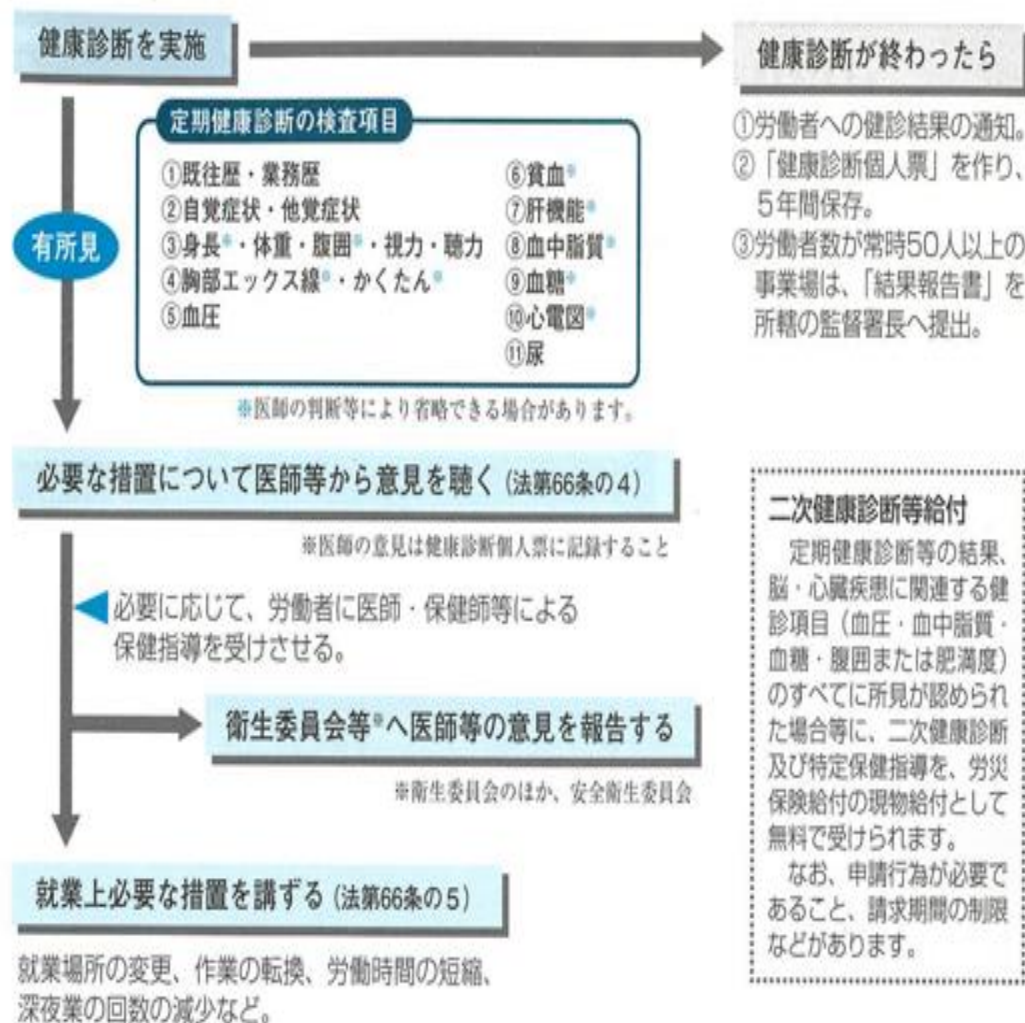
健康診断実施後の事後措置について

- 健診結果の保存
→ 個人票の会社保管が必要です
（５年間）。
- 有所見者に対する医師の意見聴取
→ 産業医等による所見に対する意見聴取、個人票への記載が必要です。

2 健康診断の実施と事後措置

事業者は、常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回（深夜業等の特定の有害業務などに従事する者については6か月以内ごとに1回）、定期に医師による健康診断を実施しなければなりません。

健康診断と事後措置の流れ



面接指導について

労働時間の記録、そのままにしているませんか??



記録した労働時間に係る対応について

- 労働者への労働時間の通知
→ 時間外・休日労働が単月80時間を超えた場合、該当労働者への労働時間数の通知が必要です。
- 面接指導の実施
→ 労働者が希望する場合、面接指導をする必要があります。

面接指導等の実施の流れ

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

毎月1回以上、一定の期日を定めて行う

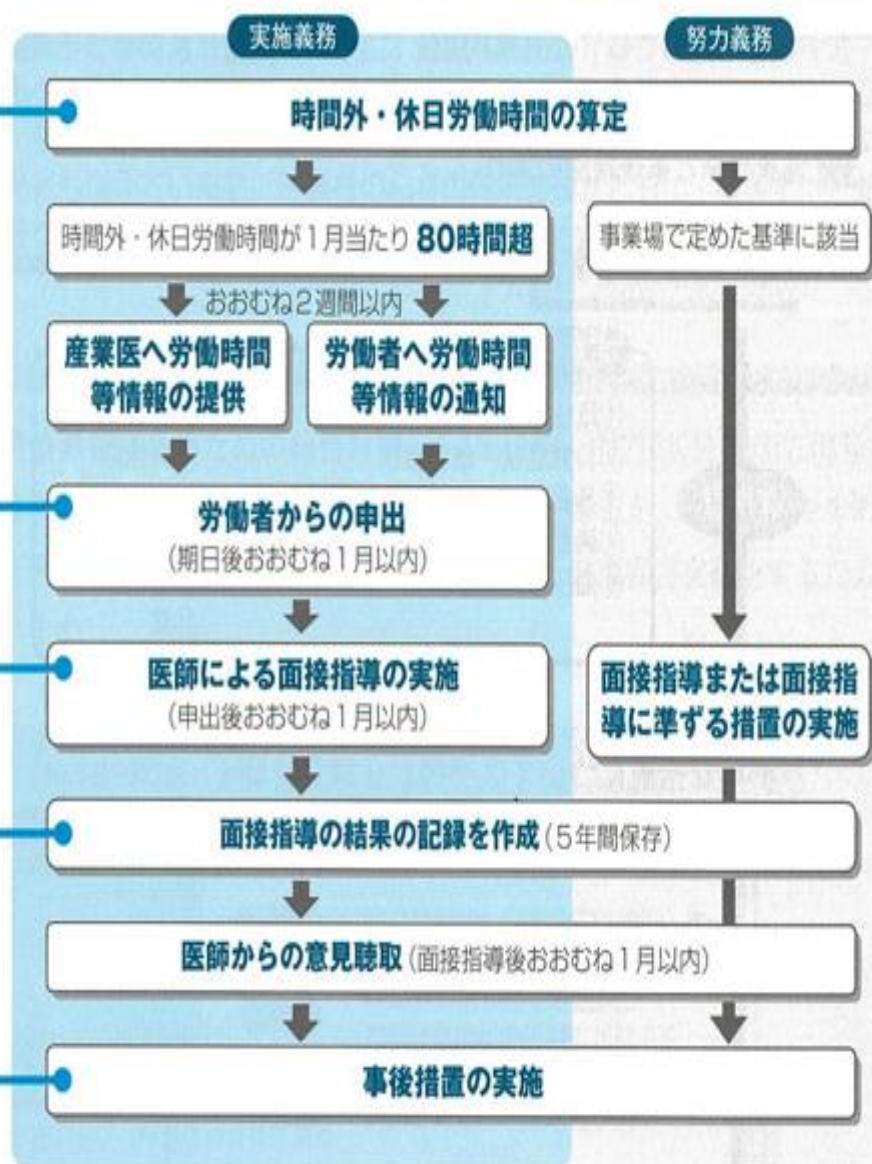
産業医は、要件に該当する労働者に対し申出を行うよう勧奨

医師が労働者の勤務の状況及び疲労の蓄積の状況その他の心身の状況について確認

労働者の疲労の蓄積の状況その他心身の状況、聴取した医師の意見等を記載

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等の措置

衛生委員会等で調査審議



どこでこのような対応をしてもらえるか??



2 地域産業保健センター（地域窓口）のサービス

地域窓口（北和、葛城、桜井、南和地域産業保健センター）では、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として、次のサービスを無料で提供しています

◆健康診断の結果についての医師からの意見聴取

事業者には、健康診断の結果、異常所見のあった労働者がいた場合は、その労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師に依頼して意見聴取を行う義務があります。

（安衛法第 66 条の 4）

地域産業保健センターでは、登録産業医から無料で意見を聴取することができます。

◆長時間労働者に対する医師の面接指導

時間外・休日労働が 1 か月当たり 80 時間を超えた労働者から申し出があった場合等は、事業者は医師に依頼して当該労働者の面接指導を行う義務があります。（安衛法第 66 条の 8 他）

地域産業保健センターでは、登録産業医の面接指導を無料で受けることができます。

◆ストレスチェックによる高ストレス者に対する医師の面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された労働者から「医師による面接指導」の申出があった場合、事業者は医師に依頼して当該労働者の面接指導を行う義務があります。

（安衛法第 66 条の 10）

地域産業保健センターでは、登録産業医の面接指導を無料で受けることができます。

◆有所見者に対する保健指導

事業者は、健康診断の結果、異常な所見を有すると判定された労働者であって、医師等が必要と認める者に対して、医師や保健師に依頼して保健指導を行う努力義務があります（安衛法第 66 条の 7）が、地域産業保健センターでは、登録産業医や保健師による保健指導を無料で行っています。

◆メンタルヘルス相談

地域産業保健センターでは、メンタルヘルス不調の労働者ご本人やその労働者を使用する事業主又は事業場担当者が直接登録産業医に無料で相談することができます。



◆職場巡視・健康講話

地域産業保健センターでは、登録産業医等が事業場を訪問し、職場内の作業環境管理、作業管理等に関する助言指導を無料で行います。

また、労働者に対する健康講話も行うことができます。

◆健康相談

健康診断結果に基づく健康管理、生活習慣病の予防方法、脳・心臓疾患のリスク低減方法、健康保持増進方法、従業員の健康管理等を、登録産業医が無料で相談に応じます。

地域産業保健センターのご案内・連絡先（コーディネーター）

地域産業保健センター（地域窓口） （担当コーディネーター連絡先）	セ ン タ ー 所 在 地
北和地域産業保健センター ☎ 070-2153-1823 ☎ 070-4530-8454	〒630-8031 奈良市柏木町 510-7 奈良市医師会内 ☎ 0742-33-5235 FAX 0742-34-1952
葛城地域産業保健センター ☎ 070-2153-1824 ☎ 070-7464-8429	〒639-0251 香芝市逢坂 1 丁目 374 番地 1 北葛城地区医師会内 ☎ 0745-71-7277 FAX 0745-71-7278
桜井地域産業保健センター ☎ 080-9048-2238	〒633-0062 桜井市栗殿 1000-1 桜井市保健福祉センター 「陽だまり」2F 桜井地区医師会内 ☎ 0744-43-8766 FAX 0744-42-0596
南和地域産業保健センター ☎ 080-9048-2239	〒637-0036 五條市野原西 6-1-18 保健福祉センター カルム五條 2F 五條市医師会内 ☎ 0747-25-3059 FAX 0747-25-3049 〒639-3111 吉野郡吉野町上市 133 吉野町中央公民館 吉野郡医師会内 ☎ 0746-34-2353 FAX 0746-34-2358

ご清聴ありがとうございました。

